

「公民協働による公共サービスの提供に 関する基本方針」の具体化について

2009年（平成21年）3月

八 尾 市

目 次

第1編 「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針

- I. はじめに……………1-1
- II. 八尾市版公共サービス（事務事業）分類の考え方……………1-3
- III. 公民協働手法の今後の推進について……………1-8

第2編 提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン

- I. 基本的な考え方……………2-1
- II. 実施体制……………2-5
- III. 民間提案募集の手続き……………2-6

第3編 多様な人材活用に関するガイドライン

- I. ガイドラインの位置づけ……………3-1
- II. 活用できる雇用形態と業務特性に応じた適用の基準……………3-3

第4編 市民と行政の協働に関するガイドライン

- I. ガイドラインの位置づけ……………4-1
- II. 協働の形態別の手法の概要……………4-3
- III. 協働の実施にあたっての課題……………4-5

第1編

「公民協働による公共サービスの提供 に関する基本方針」の具体化指針

《 第1編 目次 》

I. はじめに.....	1-1
1. 八尾市の進める公民協働とは.....	1-1
2. 本指針の位置づけ	1-2
II. 八尾市版公共サービス（事務事業）分類の考え方	1-3
1. 事務事業の分類の考え方.....	1-3
2. 公共サービス（事務事業）分類の全体の流れ.....	1-4
3. 各分類のステップの基準（チェックリスト）	1-4
【ステップ①】そもそも市民に必要な（市民ニーズの有無など）	1-4
【ステップ②】実施主体は民間ではなく八尾市が担うべきか（行政関与の必要性）	1-5
【ステップ③】八尾市が実施主体となるべき公共サービスをどのような手法で提供すべきか（直営・公民協働の分類）	1-6
4. 分類に基づく公共サービス提供手法.....	1-7
(1) 提案型公共サービス実施制度.....	1-7
(2) 外部委託.....	1-7
(3) 指定管理者制度.....	1-7
(4) P F I 制度.....	1-7
(5) 多様な人材の活用.....	1-7
(6) 市民と行政の協働.....	1-7
III. 公民協働手法の今後の推進について	1-8
1. 本指針の推進において検討すべき事項.....	1-8
(1) 行政の責任の確保.....	1-8
(2) 雇用の創出や職員の配置について	1-8
(3) 複数の所属において実施する同種の業務の取り扱い	1-8
(4) 市民・職員に対する理解促進.....	1-8
2. 今後の進め方について	1-9
(1) 公共サービスの担当課における取り組み	1-9
(2) 本指針の推進にかかる全体的な集約	1-9

参考
別表

Ⅰ. はじめに

1. 八尾市の進める公民協働とは

本市では、第4次総合計画の将来都市像「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現を目指し、「市民参画のしくみづくり」、「まちづくりの共通意識の向上」、「効率的創造的な行財政運営」の3つの共通目標のもと、市民・企業・行政がパートナーシップによるまちづくりを行う地域経営を展開しています。また、これらの考え方のもと、持続可能な行政運営の確立をめざして平成20年2月に「八尾市行財政改革プログラム」を策定し、行政の効率化とスリム化を図りながら市民サービスの維持・向上に努めています。

しかし、近年の行政を取り巻く厳しい財政状況や社会経済情勢の後退、少子高齢化による新たな行政ニーズの拡大、団塊の世代の大量退職による市職員の減少など様々な課題への対応が求められる中、行政の役割や公共サービスの提供手法のあり方を見直しが必要となったことから、平成20年3月に「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

本指針は、基本方針の考え方にに基づき、市民・企業・行政のパートナーシップの強化を図り、適切な役割分担のもと従来の公共サービス提供手法に捉われない新たな手法を活用し、質の高い公共サービスを継続して提供することをめざして、具体的な取り組み等を示すものです。

市民とは・・・

八尾市内に住んでいる人、市内の事業所に働いている人、市内の学校に学んでいる人、事業所を営んでいる人、市民公益活動を行っている人のほか、八尾市内に事業所をおいている法人やその他の団体など広い範囲を指します。

協働とは・・・

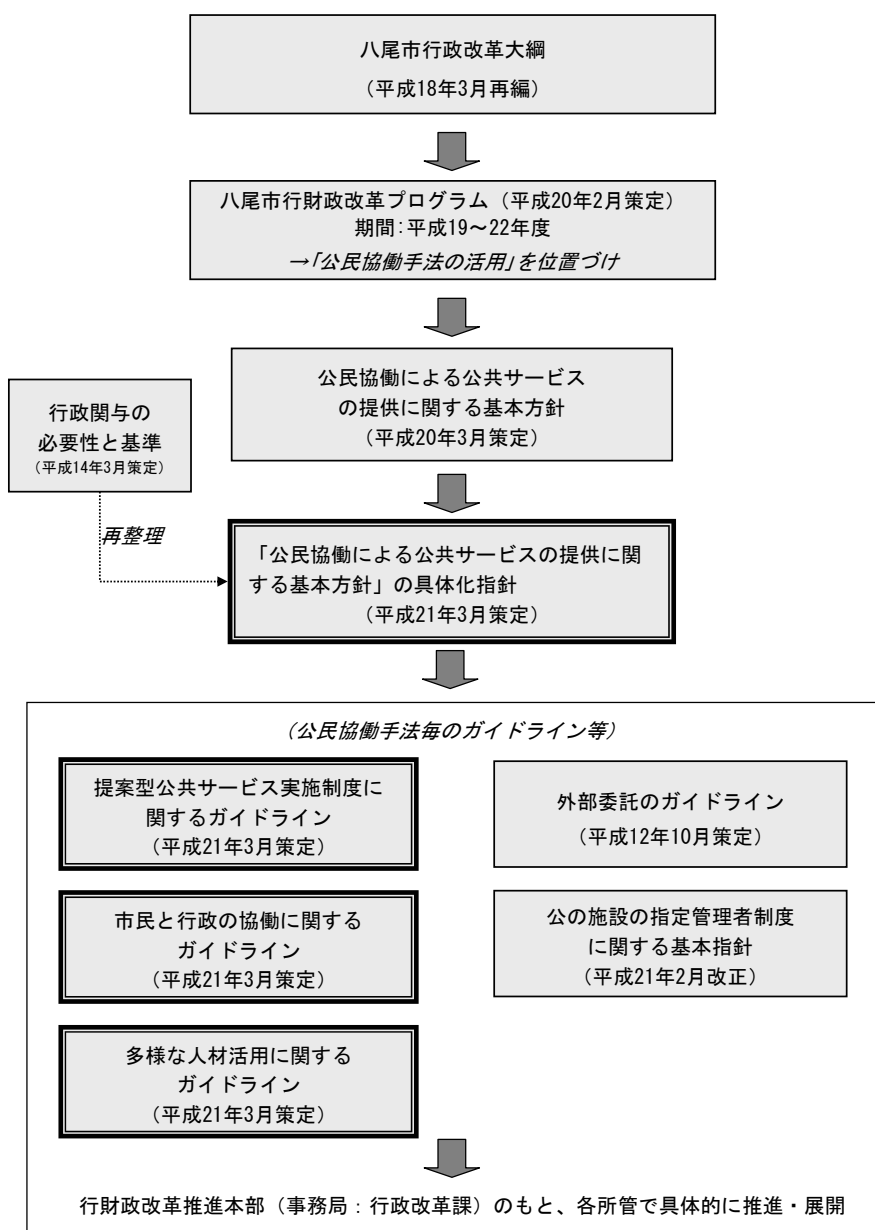
2者以上のものが同じ目的のために、協力して働くことをいいます。ここでは、市民と行政がまちづくり基本条例の理念の下、ともに協力して働くことを指します。

※「市民」、「協働」については、第4編まで共通した定義とします。

2.本指針の位置づけ

- ・基本方針に基づく具体的な取り組みを示します。
- ・本指針は平成21から22年度における具体的な取り組みについて定めるものですが、平成23年度以降の取り組みについては、次期総合計画との整合性を図りながら検討していくこととします。
- ・これまでの行政改革の取り組みの中で策定した「行政関与の必要性と基準」をはじめ、公共サービスの提供に関わる各種ガイドライン等と関連付けることにより、総合的な公民協働手法の活用をめざします。

図表 1-1：本指針の位置づけ



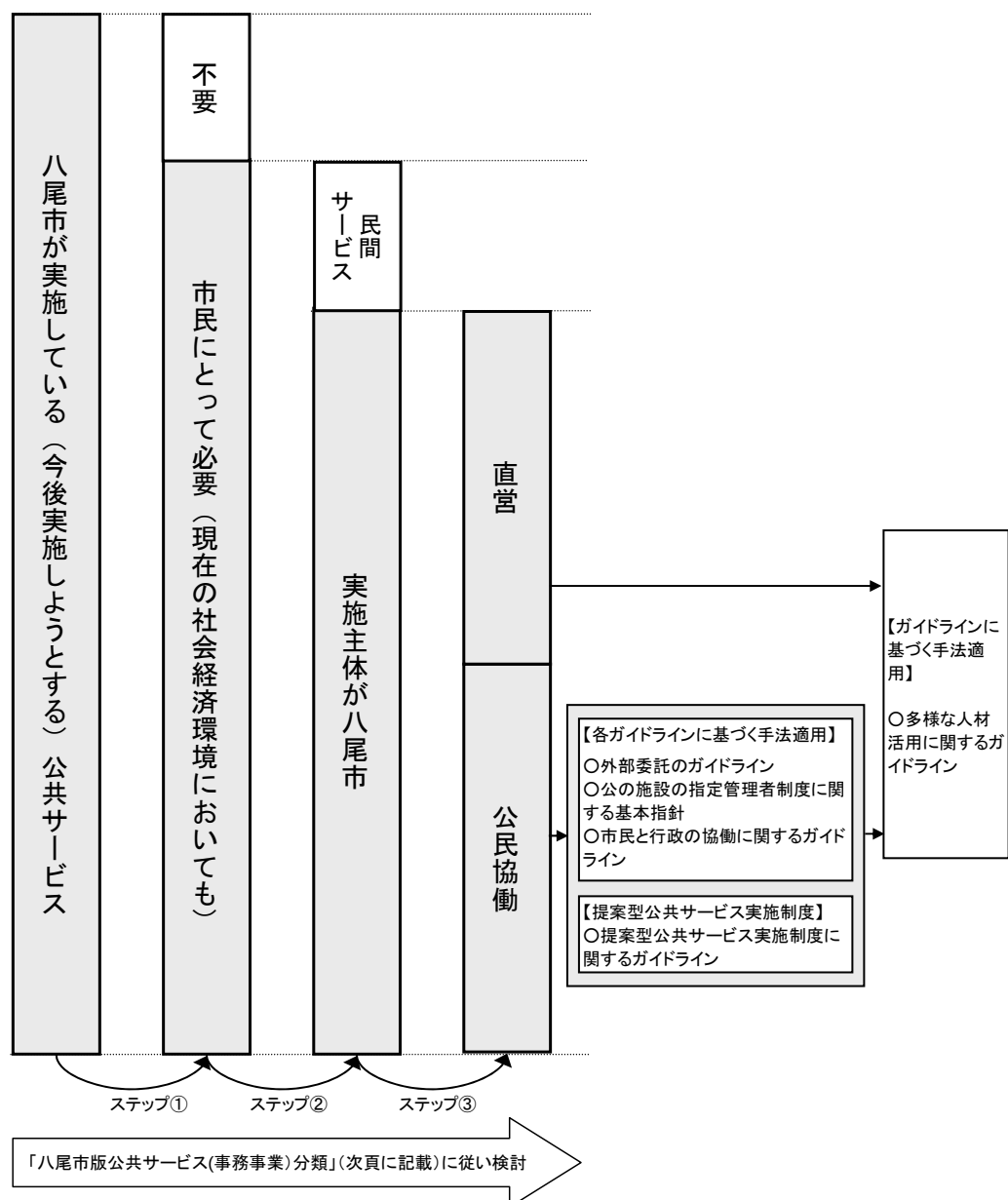
※太枠のものは、今回策定する「公民協働による公共サービス提供に関する基本方針の具体化について」としてまとめるものです。

II. 八尾市版公共サービス（事務事業）分類の考え方

1. 事務事業の分類の考え方

- ・現在実施している公共サービス（事務事業）や今後実施しようとする公共サービスを3段階の視点から分類し、各公民協働手法のガイドラインに沿って手法を適用します。（下図表参照。）

図表 1-2：八尾市における公民協働推進の検討の流れ



2. 公共サービス（事務事業）分類の全体の流れ

- ・ 平成14年3月に策定の「行政関与の必要性と基準」は、前頁の図表におけるステップ②の判断を行うものであったといえます。
- ・ この章で示す「八尾市版公共サービス（事務事業）分類の考え方」で示す「流れや基準」は、「行政関与の必要性と基準」の考え方を包含しながら再構築を行い、ステップ①～③の一連の流れと各ステップの基準を整理し、それらをさらに発展させて、公民協働を推進し各種手法の導入を進めるための考え方を提示したものです。
- ・ 公共サービス（事務事業）分類の全体の流れは、本編 1-13 ページ 図表 1-4（公民協働推進にあたっての公共サービス（事務事業）分類の流れ フローチャート）に示す通りとなっています。
- ・ なお、各基準に該当するか否かの判断は、次のチェックリストを活用し判断を行うこととします。

3. 各分類のステップの基準（チェックリスト）

各ステップにおけるチェック項目のうち、いずれかに該当する場合は、次の段階に進み確認を続けます。ステップ③まで確認が進むものについては、公民協働手法の活用の可能性があるものとして検討が必要となります。

【ステップ①】そもそも市民に必要か（市民ニーズの有無など）

- ・ 公共サービス（事務事業）に対する現在の社会経済環境における市民ニーズの有無を検証した上で、サービス実施の趣旨や目標達成手段としての妥当性、効果の有無、他の事業との重複状況を踏まえ、今後も公共サービス（事務事業）として継続すべきか否か判断を行う。
- ・ チェックリスト
 - ☐ ①市民が一般的に利用するサービスであることが具体的に説明できる
 - ☐ ②市民が一般的に望む(必要とする)サービスであることが具体的に説明できる
 - ☐ ③市民福祉の増進に係わるサービスであることが具体的に説明できる
 - ☐ ④市民ニーズや施策実施の意義が、検討時点からみて現時点でも希薄化していない
 - ☐ ⑤サービスの対象者や利用者が今後増加する、あるいは、減少しないことが見込まれることが説明できる
 - ☐ ⑥サービスの対象者ニーズや嗜好の動向・変化に、施策の方向が適切に対応している

- ⑦法令や国・府等の基準を超えるレベルでサービスを提供する場合、その部分に市民ニーズが確かにあることが具体的に説明できる

【ステップ②】実施主体は民間ではなく八尾市が担うべきか（行政関与の必要性）

- ・ 【ステップ①】で必要と判断した公共サービス（事務事業）を民間ではなく八尾市が行わなければならない理由（税金を使って行わなければならない理由）について判断を行う。以下の①～⑦及び◇のいずれかに当てはまるものについては、「行政関与の必要性」があるものと判断される。

- ・ チェックリスト

- ①法（法令・府条例・市条例）により市の実施が定められている
- ②八尾市が国・府が実施する施策と役割分担を行っている
- ③複数の自治体が広域的に連携して進める施策であって、周辺自治体との関係上進める必要がある
- ④当該施策が公共的性格をもっている
 - ◇市民が同時にサービスを受けとることができる
 - ◇サービスの受益者が特定されず料金の徴収ができないか、サービスによる便益に比して料金徴収が困難である
 - ◇自由な民間活動に委ねると紛争が生じたり公共の福祉に反したりするおそれがある
- ⑤民間活動の当事者以外にも効果を及ぼす
 - ◇自由な民間活動に委ねると当事者以外にも利益又は不利益が生じるため、公共機関として調整する必要がある
- ⑥市場原理の補完機能（注１）を果たす
 - ◇社会的に必要であるが、投資資金やリスクが大きいいため民間参入が困難である
 - ◇将来的には民間や市民団体が担うべきであるが、現状では民間や市民団体の自立的・主体的取り組みが困難なため、市が先導的・育成的役割を果たす必要がある
 - ◇現状では八尾市にノウハウが蓄積されている
 - ◇市民団体等に対する支援で、自立するまでの間、市の関与が必要である
 - ◇情報の偏在により、例えば情報面で不利な消費者が適切な選択をできない等、需要と供給のバランスがうまく機能しない
 - ◇サービスが独占的供給状態であるため、安定的な供給や適正な価格を保障する必要がある
- ⑦公平性の確保を果たす

◇市民がサービス選択をする際に機会の均等を確保するための条件整備をする必要がある

◇サービス供給の結果、事後的に、地域間・産業間・世代間で所得や富の再分配調整が必要である

- ☐ ⑧民間に類似サービスの提供者が存在しない、もしくは、民間類似サービスにおいて相応の実績がない
- ☐ ⑨行政が実施しても民間の成長を阻害しない
- ☐ ⑩自助・共助では対応不可能である
- ☐ ⑪状況に関わらず全ての市民が同様に提供されるべきものである
- ☐ ⑫社会保障を目的として供給されるものである

【ステップ③】 八尾市が実施主体となるべき公共サービスをどのような手法で提供すべきか（直営・公民協働の分類）

- ・ 【ステップ②】で八尾市が実施主体となるべきと判断される公共サービス（事務事業）の性質を踏まえ、公共サービスの提供手法を検討すべきかを判断する。

・ チェックリスト

- ☐ ①民間から提案を受けることができる →提案型公共サービス実施制度
- ☐ ②行政以外の主体に委ねることができる →外部委託
- ☐ ③民間に管理を任せることが可能な公の施設である →指定管理者制度
- ☐ ④公共施設の整備・運営において、民間活力の導入が可能である →P F I 制度
- ☐ ⑤正規職員以外の人材活用が可能である →多様な人材の活用
- ☐ ⑥市民が実施主体となりうる公共サービスである →市民と行政の協働

（注１）市場原理の補完機能・・・市場においては、民間事業者は基本的に事業採算の合う事業しか実施しませんが、こうした市場機能を補い、事業採算が合わなくても社会的に必要なサービスについては、行政のサービスとして実現するということです。

4.分類に基づく公共サービス提供手法

(1) 提案型公共サービス実施制度

- ・「提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン」（平成 21 年 3 月策定）に基づき推進します。

(2) 外部委託

- ・「外部委託に関するガイドライン」（平成 12 年 10 月策定）に基づき推進します。

(3) 指定管理者制度

- ・「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」（平成 21 年 2 月改正）に基づき推進します。

(4) P F I 制度

- ・市立病院における導入経験や成果を踏まえ、今後、活用対象となる施設を整備する段階で、活用可能性について検討します。

(5) 多様な人材の活用

- ・「多様な人材活用に関するガイドライン」（平成 21 年 3 月策定）に基づき推進します。

(6) 市民と行政の協働

- ・「市民と行政の協働に関するガイドライン」（平成 21 年 3 月策定）に基づき推進します。

III. 公民協働手法の今後の推進について

1. 本指針の推進において検討すべき事項

本指針を推進する上で以下のような課題が考えられるため、今後の推進過程において検討を進めていきます。

(1) 行政の責任の確保

公共サービスの提供において、行政は市民のニーズを把握し、安全かつ適正なサービスを安定的に供給していかなくてはなりません。また、このような責任は、公共サービスの担い手が行政であるか否かに関わらず生じるものであり、こうした行政責任を果たし公民協働手法の活用を推進していくためには、事業者の選定から指導監督までの過程において評価・検証を行い、サービス提供について適宜見直しを行うことが必要となります。

(2) 雇用の創出や職員の配置について

公民協働手法の活用により、民間や地域における雇用機会の創出や就労機会の拡大を図るほか、市においては、職員が直接担うべき部門、職員が不足している部門へ職員の配置転換を行うなど、より効率的、効果的な職員体制の整備に努める必要があります。

(3) 複数の所属において実施する同種の業務の取り扱い

複数の所属において同種の業務を行う場合において、一体的な公民協働手法の活用により、業務の軽減や経費の節減が図られることも考えられます。こうした可能性のある公共サービスについて検証を行い、一体的な業務実施を含め、所属間の連携や調整が行えるよう努める必要があります。

(4) 市民・職員に対する理解促進

市民が自らの能力や知識、技術を活用し公共サービスの担い手として積極的に参画できるよう、本指針にかかる情報提供や啓発を行うとともに、市内部においては、経営感覚の醸成や組織の活性化を図り、公共サービス提供のあり方について見直しが進むよう、職員に対する情報提供や研修等の実施が必要となっています。

2.今後の進め方について

(1) 公共サービスの担当課における取り組み

① 公民協働手法の活用の検討

今後、各公共サービス（事務事業）の担当課では、行政評価（事務事業評価）の実施時において「Ⅱ．八尾市版公共サービス（事務事業）分類の考え方」（3ページ参照）の流れに従い、公民協働手法の活用について点検を行うこととします。

また、点検結果により公民協働手法を活用する際には、各手法に係るガイドラインや基本方針で示す公民協働による公共サービスを提供する上での要件や留意事項等を考慮し、積極的な活用に努めることとします。

【公民協働による公共サービスを提供していくための要件】

（基本方針より抜粋）

- （1）公共サービスの内容を明確にし、積極的に情報提供すること
- （2）市民・企業・行政の役割分担を明確にすること
- （3）サービスの品質管理（モニタリング）を実施すること

【公民協働による公共サービスを提供していく際の留意事項】

（基本方針より抜粋）

- （1）公共サービス提供に関する各種情報の共有に努めること
- （2）個人情報保護に配慮すること
- （3）法令遵守の徹底
- （4）福祉の視点からの点検
- （5）地域経営の推進

② 公民協働手法の導入後

事業者の選定から指導監督までの過程において、法令遵守、個人情報保護、安全・衛生管理などの観点から評価・検証を行い、サービス提供について適宜見直しを行うこととします。

(2) 本指針の推進にかかる全体的な集約

本指針の推進や展開にかかる意思決定、各公共サービスの担当課における点検や公民協働手法の活用状況等の集約は、行財政改革推進本部において行います。また、本指針を推進する上で考えられる課題に係る検討は、各課行政改革推進員等の意見を聞きながら進めることとします。

さらに、本指針を円滑に推進するために、学識経験者や市民委員等で構成する「八尾市公民協働手法推進委員会」において、提案型公共サービス実施制度に係る検討のほか、本指針の推進に係る専門的な意見や市民の視点に立った意見などを受け、行財政改革推進本部において検討することとします。

【参考：八尾市で過去に策定された基準】

(1) 八尾市「行政関与の必要性と基準」（平成14年3月）における「行政関与の基準」

以下の（いずれかの）基準に合致するものは、公的サービスの範疇に属するとされる。

〔行政関与の基準〕

- ・基準 1 供給に際し、相手を制限するものではない
- ・基準 2 市民が同時にサービスを受けとることができる
- ・基準 3 市民にとって必需なものである
- ・基準 4 自助・共助では対応不可能である
- ・基準 5 受益者から費用回収ができないもの
- ・基準 6 他に供給主体がないもの（民間と競合しないもの）
- ・基準 7 行政に十分なノウハウがあるもの
- ・基準 8 ナショナル・ミニマムを確保するために必要なもの
- ・基準 9 社会保障を目的として供給されるもの
- ・基準10 住民自治を促進するもの
- ・基準11 経済社会の活性化につながるもの

図表 1-3：「行政関与の必要性と基準」と「公共サービス分類のステップの基準」対応関係表

行政関与の必要性と基準	公共サービス分類におけるステップ
基準1 供給に際し、相手を制限するものではない	①－①市民が一般的に利用するサービスであることが具体的に説明できる ②－⑩状況に関わらず全ての市民が同様に提供されるべきものである
基準2 市民が同時にサービスを受けとることができる	②－④◇市民が同時にサービスを受けとることができる
基準3 市民にとって必需なものである	①－②市民が一般的に望む(必要とする)サービスであることが具体的に説明できる
基準4 自助・共助では対応不可能である	②－⑩自助・共助では対応不可能である
基準5 受益者から費用回収ができないもの	②－④◇サービスの受益者が特定されず料金の徴収ができないか、サービスによる便益に比して料金徴収が困難である
基準6 他に供給主体がないもの（民間と競合しないもの）	②－⑧民間に類似サービスの提供者が存在しない、もしくは、民間類似サービスにおいて相応の実績がない

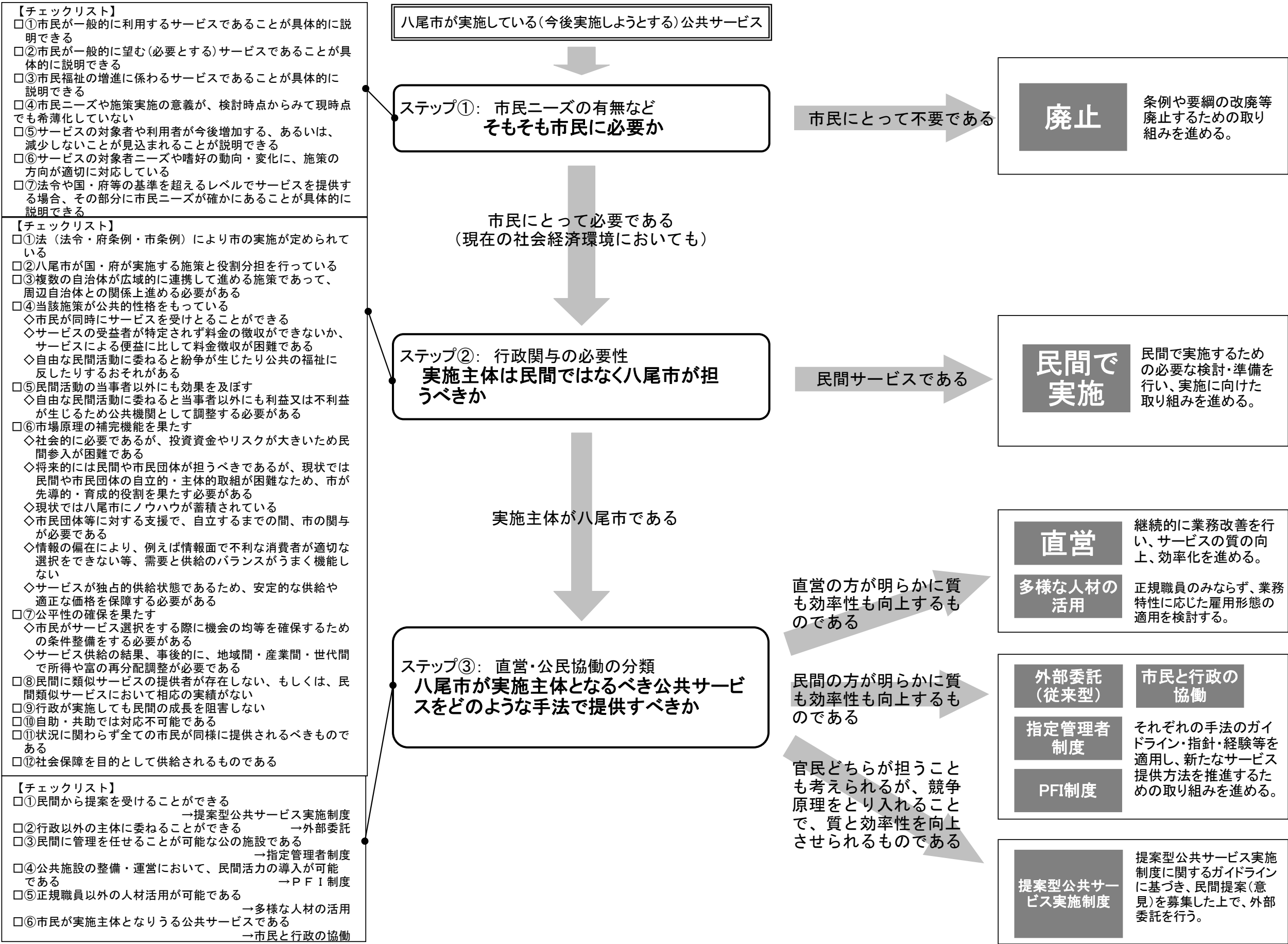
基準 7 行政に十分なノウハウがあるもの	②－⑥◇現状では八尾市にノウハウが蓄積されている
基準 8 ナショナル・ミニマムを確保するために必要なもの	②－①法（法令・府条例・市条例）により市の実施が定められている ②－④当該施策が公共的性格をもっている ②－⑦公平性の確保を果たす ②－⑪状況に関わらず全ての市民が同様に提供されるべきものである ②－⑫社会保障を目的として供給されるものである
基準 9 社会保障を目的として供給されるもの	②－⑫社会保障を目的として供給されるものである
基準 10 住民自治を促進するもの	②－⑥◇将来的には民間や市民団体が担うべきであるが、現状では民間や市民団体の自立的・主体的取り組みが困難なため、市が先導的・育成的役割を果たす必要がある ②－⑥◇市民団体等に対する支援で、自立するまでの間、市の関与が必要である
基準 11 経済社会の活性化につながるもの	②－⑨行政が実施しても民間の成長を阻害しない ③－①民間から提案を受けることができる ③－②行政以外の主体に委ねることができる ③－③民間に管理を任せることが可能な公の施設である ③－④公共施設の整備・運営において、民間活力の導入が可能である

(2) 八尾市「外部委託のガイドライン」（平成１２年１０月）における「業務等の外部委託化に関する基準」

〔業務等の外部委託に関する基準〕

- ① 公共サービス提供主体の適正化に資する。
- ② 人的資源及び財源の有効活用に資する。
- ③ 公共サービスの質的向上に資する。
- ④ 市民参加と自治意識の高揚に資する。
- ⑤ 地域コミュニティの活性化に資する。
- ⑥ 専門的な知識、技術等が必要な業務等において、その効果的執行に資する。
- ⑦ 行政の政策形成能力充実に資する。

図表 1-13: 公民協働推進にあたっての公共サービス（事務事業）分類の流れ フローチャート



第2編

提案型公共サービス実施制度 に関するガイドライン

(平成 26 年 7 月改定)

《 第2編 目次 》

I. 基本的な考え方	2-1
1. 八尾市における「提案型公共サービス実施制度」について	2-1
(1) 制度の概要	2-1
(2) 公共サービス改革法に基づく、市場化テストとの関係	2-1
(3) 従来型の外部委託との相違について	2-1
2. 制度導入の目的と基本原則	2-2
(1) 制度導入の目的と期待される効果	2-2
(2) 基本原則	2-3
3. 実施の流れ	2-3
(1) 事業の実施	2-4
(2) 今後の検討	2-4
II. 実施体制	2-5
1. 提案型公共サービスの実施体制	2-5
(1) 行財政改革推進本部	2-5
(2) 庁内委員会	2-5
(3) その他	2-5
III. 民間提案募集の手続き	2-6
1. 提案募集及び選定	2-6
(1) 対象事業選定の流れ	2-6
(2) 選定にあたり重視する事務事業の基準	2-6
(3) 民間提案の募集・事務事業の公表	2-6
(4) 各担当課への問い合わせ	2-6
(5) 提案書の提出	2-6
(6) 民間提案の内容の評価・採否決定	2-6
(7) 採用された提案事業の取り扱い	2-6
2. その他の留意点	2-7

I. 基本的な考え方

1. 八尾市における「提案型公共サービス実施制度」について

(1) 制度の概要

「「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針（以下、「具体化指針」という。）」で示す「八尾市版公共サービス（事務事業）分類の考え方」を踏まえ、事業の企画・立案及び実施の段階での民間活力の活用により、効率的かつ効果的な事業目的の達成とサービスの質の向上を目指して、「提案型公共サービス実施制度」を導入するものです。

(2) 公共サービス改革法に基づく、市場化テストとの関係

国において、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下、「公共サービス改革法」という。）に基づく市場化テストが導入されているなかで、本制度は、公共サービス改革法に規定するもののみならず、実施主体が市に限られる業務を除き、幅広く民間から提案を求めながら、民間競争型の制度として民間活用を進めるものです。なお、官民競争型制度の実施については、民間競争型制度を実施する中で検討していきます。

- ※ 官民競争型・・・行政と民間事業者等の業務受託者（以下、「民間事業者等」という。）との間で、サービスの質や事業経費等を比較・競争し、サービスの実施主体を決定する。
- ※ 民間競争型・・・民間事業者等の間で、サービスの質や事業経費等を比較・競争し、サービスの実施主体を決定する。
- ※ 実施主体が市に限られる業務・・・法令の規定により行政が直接実施すべき業務や、政策・施策の企画立案や意思決定の業務、許認可・監督処分等の公権力の行使、危機管理のため行政の責任において直接実施すべき業務、民間委託等にかかる指導・監督業務等。

(3) 従来型の外部委託との相違について

一般的な外部委託では、市から詳細な業務仕様を提示し、民間事業者など業務受託者は、市から示された仕様の通りに業務を完了させることが求められます。

一方、「提案型公共サービス実施制度」では、民間事業者などが創意工夫を発揮しつつ公共サービスが提供できるよう、公共サービスを実施するうえでの作業手順や方法を細かく指定するのではなく、市が求めるサービスの水準や民間事業者などが満たすべき業務の水準を示し、サービス実現の過程や作業は民間事業者などの創意工夫によって行うこととします。

また、市では、提供される公共サービスの内容が求める水準を満たし、適切に提供されているかどうか、モニタリングによってチェックを行います。

本市では、「提案型公共サービス実施制度」の導入により、民間の創意工夫や知識等の活用範囲を広げ、多様な市民ニーズへの的確な対応をめざします。

2.制度導入の目的と基本原則

(1) 制度導入の目的と期待される効果

「提案型公共サービス実施制度」の導入により、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」で示す以下の項目の実現をめざします。

① 施策のめざす姿の実現

市民や企業、各種団体と行政のパートナーシップの強化を図りながら、行政責任を確保したうえで、適切かつ明確な役割分担のもと、質の高い公共サービスの継続的な提供を通じて、総合計画に掲げる施策の実現をめざします。

② 質の高い公共サービスの提供

市民・企業・各種団体・行政のそれぞれが持つ力を最も効果的に引き出すことのできる手法を選択することや、民間事業者の技術やノウハウを最大限に活用することにより、市民ニーズや社会経済状況に対応した公共サービスの提供をめざします。

③ 効率的な公共サービスの提供

民間の自由な創意工夫により、「同一のコストの下でより質の高いサービスを提供する」又は「同一水準のサービスをより低コストで提供する」ことをめざします。また、業務プロセスの点検を通じて無駄を省くこともできます。

④ 市民活動の活性化・市民参画と市民協働の推進

地方自治の主役である市民の市政への参画・協働を推進するための一つの仕組みとして位置づけます。これによって、市民が自主的、自立的に地域貢献ができるようにその活動の活性化が図られ、地域の団体や市民との協働により、地域の特性や地域力を活かしたまちづくりにつなげます。

⑤ 企業の事業機会の創出と地域経済の活性化

地域経済の活性化は、活発な民間活動によるところが大きいと考えられます。公共サービスの実施にかかる官民の役割分担を見直し、従来、本市が行ってきた事業を企業に委ねることにより、新たな事業分野への参入を拡大するなど、企業に対して新たな事業機会を創出することができます。

⑥ 就労困難者の就業機会の創出

多様な雇用形態とその組み合わせによって就労困難者の就労機会を創出し、地域社会でみんなが活躍できるまちづくりにつなげます。

⑦ 地域の環境に配慮した公共サービスの提供

自分達の地域は自分達で守ると言う「市民自治」の基本理念に適した公共サービスの提供は、その地域の環境を享受する市民自身によって行われることにより最も効果的なものになります。

⑧ 健全な財政運営の実現

団塊の世代の職員が大量に退職する中で、市民サービスの低下を招くことなく、持続可能な行財政運営を進めていくには、可能な限り、公務員が直接行うべき業務に職員を集中させるとともに、市民・企業・行政が協働を図ることで効率的、効果的な公共サービスを実施し、本市の良好な財政の実現をめざします。

(2) 基本原則

① 一連の過程における透明性の確保

提案型公共サービスにおいて民間活用を進める場合には、公正な競争環境を整えるために、行政が有する事務事業にかかる情報、事業者の選定方法などについて適正な情報開示を行うことが求められます。また、契約等で定められたサービス水準が維持されているかをチェックできるように、実施状況にかかる情報開示も必要です。

このように、従前の事務事業の現状、事業者の選定過程、事業者選定後の業務実施状況など、一連の過程における透明性の確保を図ります。

② 民間の創意工夫の反映

提案型公共サービスは、民間事業者等が有するサービス実施に関するノウハウ等の活用により、公共サービスの担い手の最適化を図り、サービスの質の向上と効率化をめざすものです。従って、民間事業者等からの提案を受け付け、その創意工夫を事務事業に反映させることが求められるため、民間事業者等の創意工夫を最大限に反映する取り組みを進めます。

③ 行政責任の確保

提案型公共サービスにおいて、その実施を民間事業者等に委ねる場合であっても、行政としての責任を全うすることが必要です。そのため、事業者の選定から、指導監督まで一連の過程において、サービス水準の確保や、市民・利用者等の安全確保、個人情報の保護等に十分留意し、行政としての責任を確保します。

3.実施の流れ

本制度の実施につきましては、市内部での議論・検討に加え、外部有識者や民間事業者、NPO法人からの意見を聴取し検討を進めるため、八尾市公民協働手法推進会議を設置し、先進市の導入例等を踏まえ、検討を進め、平成 22 年度からは、モデル事業を選定し、試行実施してきました。

また、平成 25 年度からは、それらモデル事業の効果検証を踏まえた事業実施を開始しており、さらに平成 26 年度からは、対象事業の範囲を拡大し、広く民間からの事業提案を受け、事業者を選定し事業を実施していきます。

また、本制度を実施していく中で課題となる事象が生じた場合には、適宜ガイドラインを改定し、対応していきます。

(1) 事業の実施

- 1) 提案募集事業の検討（募集テーマ、募集事業等についての検討・調整）
↓
- 2) 提案募集する事業テーマの確定（行財政改革推進本部会議において決定）
↓
- 3) 民間からの提案募集
↓
- 4) 提案募集に関する問い合わせ（提案者と各担当課との間で提案内容について照会・回答。法的制限や複数課にまたがる場合の課題等の整理を行う。）
↓
- 5) 提案書の提出
↓
- 6) 提案の審査（庁内委員会における審査、採否の決定）
↓
- 7) 予算の確定（債務負担行為の設定）
↓
- 8) 事業実施者の募集・選定
↓
- 9) 事業の実施
↓
- 10) モニタリング及び評価（公共サービスが適正に提供されているか、本市が求める水準に達しているかの確認を行う。）

(2) 今後の検討

将来的には、提案を受け付ける対象事業を行政側から提示するだけでなく、民間から入札等に応募する可能性を高めるために、対象事業の選定段階においても民間から提案を受け付ける仕組みに発展させられるよう、庁内における検討を進め、当ガイドラインを適宜改定していきます。

II. 実施体制

1. 提案型公共サービスの実施体制

(1) 行財政改革推進本部

「提案型公共サービス実施制度」の推進に係る全体的かつ最終的な意思決定を行います。

(2) 庁内委員会

「提案型公共サービス実施制度」の推進に関し、必要な事項や課題等に関する検討を行うとともに、事業提案についての審査を行います。

(3) その他

行政改革課が事務局となり、民間から提案が出された事業の所管課をはじめ、関係所属間の連絡・調整・連携の強化を図り、本ガイドラインに基づく事業実施の推進に努めることとします。

III. 民間提案募集の手続き

1. 提案募集及び選定

(1) 対象事業選定の流れ

具体化指針における「八尾市版公共サービス（事務事業）分類の考え方」（具体化指針の3ページ参照）に基づき、市内部で対象候補事業を検討し、行財政改革推進本部において対象事業を決定します。

(2) 選定にあたり重視する事務事業の基準

民間事業者等からの提案を受けることで、新たな創意工夫の活用が期待でき、より一層の質の向上や効率的・効果的な実施が期待できると考えられるもので、市民ニーズへの的確な対応に期待できる事務事業。

(3) 民間提案の募集・事務事業の公表

選定された事務事業について、市は事業内容、人員、経費等を記載した事務事業リスト（以下「事務事業リスト」という）、を公表し、民間提案を募集します。

(4) 各担当課への問い合わせ

民間事業者等は、提案募集、並びに事務事業に関する問い合わせをすることができます。

(5) 提案書の提出

民間事業者等は、事務事業リスト、及び各担当課との協議等を基に、市が実施するよりも、市民サービスの向上や効率的な事業実施、並びに雇用創出、地域・住民との協働等地域の活性化に繋がる提案をすることができます。

(6) 民間提案の内容の評価・採否決定

提案内容について、市は、庁内委員会において、官民の役割分担、提案団体の見極めのほか、提案内容に提案者独自の工夫やアイデアが盛り込まれ、且つ事業目的が十分達成できる提案であるか評価し、採否の決定及び公表をします。

(7) 採用された提案事業の取り扱い

市は、採用された提案事業について、プロポーザル方式等により、事業実施者の選定を行い、予算確定後、事業者と委託契約を締結します（ただし、事業実施

者の選定を行うことで提案者の利益を著しく阻害する等、特段の事由がある場合は、選定を経ずに事業提案者を事業実施者とすることがあります。

委託した提案事業については、事業の継続性を鑑み、原則３年間の契約とし、その後改めて事業実施者の選定を行います。

2.その他の留意点

対象事業の選定においては、以下の点に留意するものとします。

- ・可能な限り包括的な業務括りとすること。
- ・新規業務も対象とすること。
- ・当面は、市において応募可能な事業を選定しますが、将来的には、民間からの応札可能性を高めるために、行政から事務事業に関する情報公開を行った上で、事業提案の受付を行うことも検討する。

第3編

多様な人材活用に関するガイドライン

《 第3編 目次 》

I. ガイドラインの位置づけ	1
1. 多様な人材活用を行う目的.....	1
2. 本ガイドラインの位置づけ.....	2
II. 活用できる雇用形態と業務特性に応じた適用の基準.....	3
1. 各雇用形態の概要	3
(1) 正規職員（再任用以外）	3
(2) 再任用職員.....	3
(3) 臨時的任用職員.....	3
(4) 嘱託職員.....	4
(5) 人材派遣職員.....	4
2. 業務特性に応じた雇用形態の適用基準の考え方.....	6
(1) 適用基準.....	6
(2) 雇用形態の検討フローチャート.....	7
3. その他の課題	7

I. ガイドラインの位置づけ

1. 多様な人材活用を行う目的

本格的な地方分権が叫ばれ、基礎自治体である市町村の役割が益々高まり業務量も増大する中で、社会経済情勢の変化や市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、簡素で効率的な行財政運営を実現するためには、業務の執行に見合った必要な人員を適正に配置することが重要となります。

一方で、財政の逼迫や、団塊の世代の大量退職に伴い、業務量の増大に見合った正規職員の増員配置は現実問題としては相当困難な状況にあります。

この現実を直視したとき、今まで以上に、効率的な職員配置が求められるところであり、そのためには行政分野を常勤の正規職員で全て執行するという発想を転換し、正規職員の果たすべき役割と正規職員以外の多様な雇用形態の人材の役割を改めて整理する必要があります。

その上で、正規職員の業務を補完できる多様な雇用形態の人材を、業務特性と役割に応じて効果的に活用することによって、正規職員が本来担当しなければならない分野で正規職員の能力を最大限発揮させることが可能となり、組織運営上、各業務に最も相応しい人的資源の最適配分が実現できます。

また、多様な人材の活用を通じて、地域住民が公務の一翼を担うことが可能となり、合わせて、地域住民のライフステージに応じた多様な働き方の提供も可能となります。

これにより、地域住民が行政サービスの「担い手」として、自治体の運営を様々な場面で支える立場ともなり、地域住民の地方行政への知識と理解が深まり、また、自治意識の醸成にもつながるものと期待されます。

2.本ガイドラインの位置づけ

多様な人材活用を行い、人員の最適配分を実現するためには、活用できる雇用形態と業務特性に応じた適応の基準を定めることによって、各雇用形態における担当業務の特性について各所属および各職員が理解する必要があります。

本ガイドラインは、八尾市で活用できる様々な雇用形態の各概要を解説するとともに、それぞれの雇用形態が適用できる業務特性の目安を示し、各所属における最適な雇用形態の人員構成の実現に向けた基本的な考え方や留意点等を示したものです。

なお、総務省において、「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会」が平成20年7月18日に立ち上げられ、臨時・非常勤職員や短時間勤務を含む多様な任用形態の活用の在り方について検討が重ねられ、平成21年1月23日に報告書が公表されております。これら国の今後の動きによっては、本ガイドラインで示す基本的な考え方にも影響が生じることは留意しておく必要があります。

図表 3-1：本ガイドラインで提示する、八尾市で採りうる多様な雇用形態

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 正規職員（再任用以外）(2) 再任用職員(3) 臨時的任用職員(4) 嘱託職員(5) 人材派遣職員 |
|---|

II. 活用できる雇用形態と業務特性に応じた適用の基準

1.各雇用形態の概要

(1) 正規職員（再任用以外）

① 担当業務

継続的に発生し、かつ業務遂行のうえでさまざまな判断を有する本格的な業務

② 雇用根拠

地方公務員法第17条

③ 定数条例上の取り扱い

定数内

④ 留意点、課題等

正規職員が本来担当すべき業務の範囲、正規職員の能力を最大限発揮させるべき業務の範囲について明確化を図る必要があります。

(2) 再任用職員

① 担当業務

正規職員と同様の業務

② 雇用根拠

地方公務員法第28条の4、28条の5

③ 定数条例上の取り扱い

常時勤務は定数内、短時間勤務は定数外（但し、別途部門別の配置定数の中で管理手法を検討）

④ 留意点、課題等

豊富な行政経験を活かして正規職員と同様の本格的な業務に従事できますが、従事業務には年齢を考慮した一定の配慮が必要となります。団塊の世代の大量退職期にあたり、残された正規職員への知識や技術等の継承を円滑に実施できる体制を構築する必要があります。また、フルタイム勤務を必ずしも必要としない業務には、積極的に再任用短時間勤務職員を活用できる方策を検討します。

(3) 臨時的任用職員

① 担当業務

時期的、臨時的に発生する業務、あるいは、正規職員の指示に基づく定型かつ補助的・補完的な業務

② 雇用根拠

地方公務員法第22条第5項

臨時的任用職員の取扱いに関する規則

③ 定数条例上の取り扱い

定数外

④ 留意点、課題等

雇用期間が原則6ヶ月以内、最大1年以内であることから、業務の継続性の面で課題があります。臨時的任用職員の削減が課題となっていることから、比較的短期間（産育休・病気欠勤等の代替を除く）の定型かつ補助的・補完的な業務のみに従事させる必要があります。

(4) 嘱託職員

① 担当業務

継続的に発生し、かつ業務遂行のうえで一定の判断を要する専門的な特定された業務（特定の資格や専門的な技術を必要とする業務を含む。）

② 雇用根拠

地方公務員法第3条3項

非常勤嘱託職員の任用に関する要綱

八尾市嘱託員の取扱いに関する要綱

③ 定数条例上の取り扱い

定数外（但し、別途部門別の配置定数の中で管理手法を検討）

④ 留意点、課題等

3年有期の非常勤嘱託職員の場合では3年後に職員の入れ替えが生じるため、業務の継続性の面で課題がありますが、引継ぎ期間等の工夫により解決は可能です。嘱託職員の削減が課題となっているため、一定の特定された判断を要する業務にのみ従事させる必要があります。

また、本来の非常勤職員の趣旨から、勤務時間については正規職員の4分の3以内に抑える必要があり、その処遇についても地方自治法上の制約があることから、報酬のあり方についても併せて課題を整理し検討する必要があります。

なお、地方公務員法第3条第3項を雇用の根拠としているため、同法の服務関係規程の直接的な適用がないことから、雇用（任用）契約において、正規職員と同様の服務上の各種義務を担保する措置が必要となります。

(5) 人材派遣職員

① 担当業務

時期的、臨時的又は継続的に発生し、かつ判断を要しない専門的に特定された業務（補助的業務を含む）

② 雇用根拠

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）

③ 定数条例上の取り扱い

直接雇用しないため対象外

④ 留意点、課題等

労働者派遣法に規定される専門的な知識や経験が必要な特定２６業務以外の業務に従事させる際には、一定の派遣受入れ期間の制限があるため、業務の効率的運営の実現を図り、３年以内の期間限定の業務に限定する必要があります。（特定２６業務については、派遣受入期間の制限はなく、産育休・介護休暇の代替の場合は、当該休業等の期間。）

なお、地方公務員法の適用がないことから、公権力の行使・公の意思形成に参画する業務には馴染まない他、個人情報取り扱いについて、別途誓約書を交わす等の特段の措置が必要となります。

⑤ 参考

（特定２６業務。下線の項目は、自治体で活用可能な業務）

1. ソフトウェア開発 2. 機械設計 3. 放送機器等操作 4. 放送番組等演出
5. 事務用機器操作 6. 通訳、翻訳、速記 7. 秘書 8. ファイリング 9. 調査
10. 財務処理 11. 取引文書作成 12. デモンストレーション 13. 添乗 14. 建築物清掃
15. 建築設備運転、点検、整備 16. 案内・受付、駐車場管理 17. 研究開発
18. 事業の実施体制の企画・立案 19. 書籍等の制作・編集 20. 広告デザイン
21. インテリアコーディネータ 22. アナウンサー 23. ＯＡインストラクション
24. テレマーケティングの営業 25. セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
26. 放送番組等における大道具・小道具

2.業務特性に応じた雇用形態の適用基準の考え方

(1) 適用基準

以上の各雇用形態の内容を踏まえると、八尾市の業務特性に応じた雇用形態の適用基準は、以下の表に整理できます。

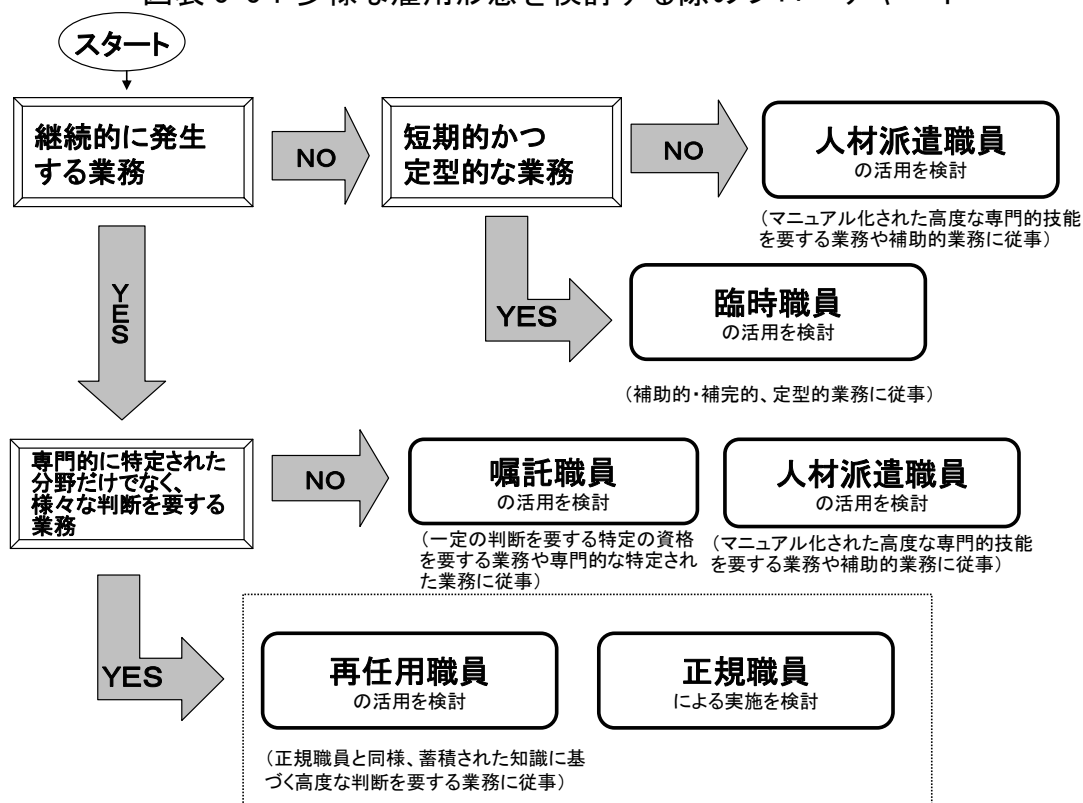
図表 3-2：業務特性に応じた雇用形態の適用基準

雇用形態	業務の特性	業務水準	備考
正規職員 (再任用以外)	継続的に発生し、かつ業務遂行のうえでさまざまな判断を有する本格的な業務	○ 専門的 ○ 高度	○ 労務管理が必要
再任用職員	継続的に発生し、かつ業務遂行のうえでさまざまな判断を有する本格的な業務	○ 専門的 ○ 高度	○ 労務管理が必要 ○ 正職員と同様の職務に従事 ○ 行政経験が豊富
臨時的任用職員	時期的、臨時的に発生する業務、あるいは、正規職員の指示に基づく定型かつ補助的・補完的な業務	○ 補助的・補完的 ○ 定型	○ 労務管理が必要 ○ 職種を選ばない
嘱託職員	継続的に発生し、業務遂行のうえで一定の判断を要する専門的な特定された業務（特定の資格や専門的な技術を必要とする業務を含む。）	○ 専門的 ○ 定型～高度	○ 労務管理が必要
人材派遣職員	時期的、臨時的又は継続的に発生し、かつ比較的専門性の高い特定された業務（補助的業務を含む）	○ 補助的～専門的 ○ 定型～高度	○ 労務管理が軽減される ○ 人材の質を派遣元が保証

(2) 雇用形態の検討フローチャート

- ① 各所属の所管業務の現状分析等を通じて、正規職員が担当すべき業務分野を確定します。なお、正規職員のうち再任用職員については、その者の行政経験や専門知識、年齢要件等を加味し、担当分野を確定します。
- ② 正規職員以外の多様な人材が活用できる分野については、業務の特性に応じた雇用形態を検討することとなりますが、検討の際には、以下のフローチャートに従って検討を行います。

図表 3-3：多様な雇用形態を検討する際のフローチャート



3. その他の課題

自治体で採用しうる雇用形態には、これら以外に、いわゆる「任期付職員」があります。

任期付職員は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく正規職員であり、採用にあたっては新たに条例制定が必要となる中で、市町村での条例制定率が低い（最近の総務省調査でも15%以下）。さらに、任用期間の制限がありますが、正規職員であるため、担当業務の内容によっては任期のない正規職員や嘱託職員等との役割分担が曖昧になるなど、活用にあたって整理すべき課題があるものの、府下各市の活用実態も調査しながら検討する必要があります。

第4編

市民と行政の協働に関する ガイドライン

《 第4編 目次 》

I. ガイドラインの位置づけ	4-1
1. 市民と行政の協働に関する基本的な考え方.....	4-1
(1) 市民と行政の協働がもとめられる背景.....	4-1
(2) 協働にあたっての原則.....	4-1
2. 本ガイドラインの位置づけ.....	4-2
II. 協働の形態別の手法の概要	4-3
1. 主な協働の形態の概要	4-3
(1) 補助.....	4-3
(2) 共催.....	4-4
(3) 委員会・協議会.....	4-4
(4) 委託.....	4-4
(5) 後援.....	4-4
(6) 事業協力.....	4-4
(7) 事業提案.....	4-4
III. 協働の実施にあたっての課題	4-5
1. 協働事業実施上の課題	4-5
(1) 行政組織内の連携強化.....	4-5
(2) 市民・行政間の目標・目的の明確化.....	4-5
(3) 協働の担い手の発掘・育成.....	4-5
(4) 活動資金の確保.....	4-5
(5) 「(仮称) 地域予算制度」の検討.....	4-6
(6) 活動成果の「見える化」	4-6

Ⅰ. ガイドラインの位置づけ

1. 市民と行政の協働に関する基本的な考え方

少子・高齢化が進み市民のニーズが多様化する中で、様々なニーズに対応した公共サービスを提供するためには、企業・事業者との連携や協力だけでなく、市民や地域がサービスの担い手として活動し行政との連携や協力を図る仕組みづくりが必要となっています。

本市では、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的として、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」（以下、「まちづくり基本条例」という。）を制定し、市民の参画と協働によるまちづくりを進めています。当ガイドラインでは、今後、公共サービス提供の場における市民との協働を進めるための基本的な考え方を示します。

(1) 市民と行政の協働がもとめられる背景

- ・ 市民主体のまちづくりの推進

これまで本市で行われてきた市民活動や地域活動の経験をさらに発展させ、地域力を活かしたまちづくりを進めることが求められています。

- ・ 行政中心の公共サービスの限界

厳しい財政状況や職員の減少により、これまでのやり方では行政運営が持続できなくなってきました。

- ・ 市民満足度の向上

厳しい状況下にあっても多様な市民ニーズに応え、市民満足度を向上していくことが求められています。

(2) 協働にあたっての原則

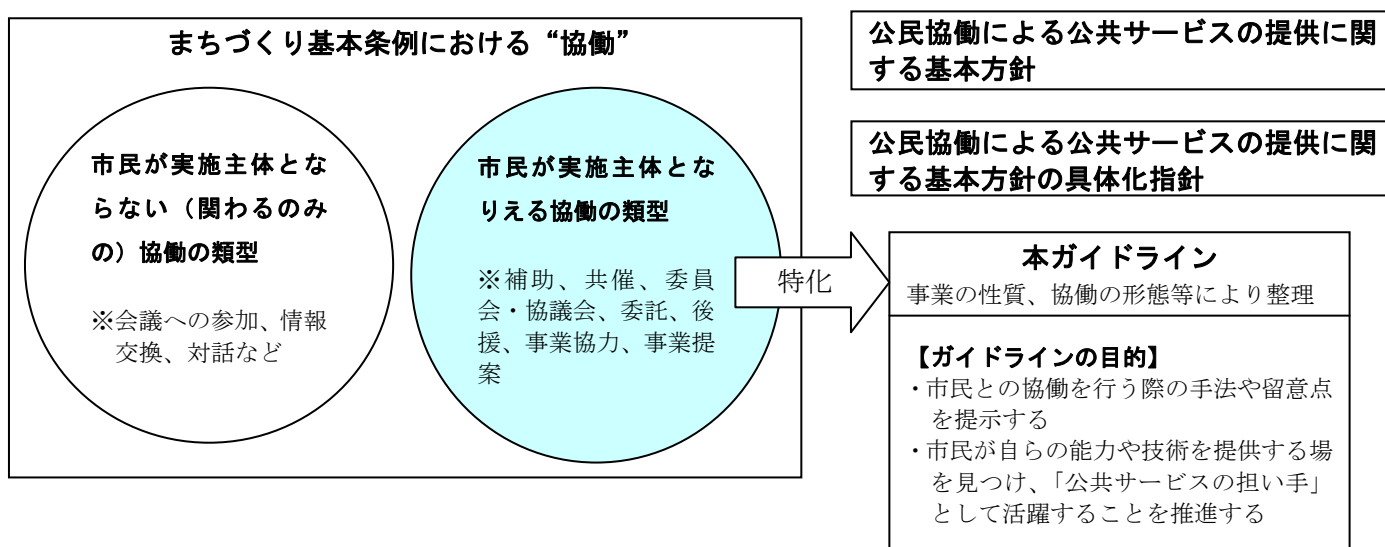
- ・ 市民の自主性・自発性を尊重する
- ・ 市民と行政は対等な立場に立つ
- ・ 市民と行政の相互の理解とコミュニケーションを深める
- ・ 市民と行政が目的を共有する
- ・ 行政は必要な情報を分かりやすく積極的に公開し、市民との情報共有を行う
- ・ 社会環境変化に応じて協働のあり方を常に見直す
- ・ 市民と行政は互いの役割のもと責任の明確化と事業の時限化を明確にする

2.本ガイドラインの位置づけ

職員が事業を実施する際に、市民との協働を意識した取り組みが行えるように、「まちづくり基本条例」に掲げる協働の理念のもと、協働型の事業を行う際の手法や各手法の留意点について示すものです。

なお、市民と行政の協働においては、市民が事業（事務）の実施主体となるものから、市民が市の実施する事業（事務）に関わるものまで様々な関わり方があります。本ガイドラインでは、効率性やコスト削減といった着眼点だけでなく、地域コミュニティの活性化や自治意識の高揚等に主眼を置くことで、事業目的の達成度がより向上できる事業（事務）において、市民が実施主体となり得る協働の手法について考え方等を示すものです。

図表 4-1：まちづくり基本条例と本ガイドラインの関係（イメージ）



II. 協働の形態別の手法の概要

市民が実施主体となり得る、地域コミュニティの活性化や自治意識の高揚等を目的とした事業（事務）の分類として、以下のようなものが考えられます。

事業(事務)の分類	事務事業の例
広報・公聴	広報紙等の各戸配布など
施設等の管理・運営	各地域に立地する公的施設等（集会所、公園・広場、生活道路など）の管理・運営など
情報発信	地域振興などを目的としたイベント等の開催など
普及・啓発	本市の地域特性等に関する普及・啓発を目的としたシンポジウムや講演会等の開催など
人材育成	地域特性等に応じた研修・講座等の事業など
交流	地域住民間や地域間の交流を目的とした事業など
安全・安心	地域住民間の助け合いを醸成する事業など

1. 主な協働の形態の概要

上記のように分類される事業（事務）の実施にあたり、活用の可能性がある協働の形態として以下のようなものが考えられます。事業（事務）の内容によっては、活用可能な協働の形態が複数考えられる場合もありますが、市が直接実施している事務事業について実施手法の再検討を行う場合や新規事務事業を構築する際には、協働手法を活用する既存事業を参考にしながら、最も適した協働の形態を活用するよう検討していくことが必要です。

【協働手法の活用に向けた考え方】

(1) 補助

特定の事業を育成・支援するために、公益上必要があると市が認めた事業に事業費の全部または一部を支出する手法です。市民がその特性を活かし事業を行うことで、行政では対応困難な市民ニーズへの対応に期待できます。なお、補助金等の交付については、「補助金等交付基準」に基づき、交付の妥当性について判断を行うものとします。

(2) 共催

特定の事業について、市と市民とが共に主催者となって事業を行い、事業の実施責任や成果について、それぞれが応分に負う手法です。

市民と行政がシンポジウムやイベント等の事業を共同で開催することにより、それぞれのノウハウや人的ネットワークなどの有効活用が期待できます。

(3) 委員会・協議会

市民・企業・行政等で構成された「実行委員会」や「協議会」が主催者となって事業を行う手法です。様々な立場の人がその事業の実施のために集まり組織するもので、事業実施に係る社会的責任を共有しそれぞれが対等な立場で主体的に関わることに期待ができます。

(4) 委託

行政が担うべき分野として考えられている事務事業、調査、研究等の実施に際して、市民の有する専門性や柔軟性、機動性などの特性を活かすことでより効果的・効率的である場合に、行政が業務の実施を委ねる手法です。

各種イベントやシンポジウム、講演会等の企画・運営については、地域や各種団体などの特性や市民の目線に立った課題認識に基づく企画・構想、ノウハウを活用することでより、市民の意識への強い訴えかけや市民同士の連携の強化が図れるなど、効果的な啓発等の実施に期待できます。

(5) 後援

市民が行う事業趣旨に賛同し、後援名義の使用承諾を行うことで市民の活動に社会的信用を高めることにより、公益を実現する手法です。

(6) 事業協力

委託、共催、委員会・協議会のような形態をとらないで、一定期間、継続的な関係のもとで協力を行う手法です。

(7) 事業提案

市民が有する専門知識や技術、地域に根ざした経験を前提に、行政施策に対して独自の企画や代案を提案する手法です。

「八尾市市民活動支援基金事業助成金」や「地域安全・安心のまちづくり基金事業」、「八尾市地域福祉推進基金」などによる助成事業がこれに該当します。

III. 協働の実施にあたっての課題

1. 協働事業実施上の課題

(1) 行政組織内の連携強化

複雑多様な市民ニーズに対応するためには、多岐にわたる施策分野への対応が不可欠であり、行政組織間の横断的な協力体制の強化を図る工夫が必要です。当ガイドラインを庁内全体で推進するため、協働意識の共有化を目的とした研修の実施や、意見交換・情報交換の場を設けることが重要となります。

(2) 市民・行政間の目標・目的の明確化

協働して事業を促進していくためには、市民・行政双方が協働の原則に従って信頼関係を築きながら、知恵を出し合い、お互いを理解しあいながら事業を進めていくことが重要です。協働の質を高めていくために、お互いにプロセスや成果を議論しあい、事業について振り返る仕組みを構築し、目標の実現に向けて活動を進める必要があります。

(3) 協働の担い手の発掘・育成

行政は、市民に対して協働を呼びかけるだけでなく、市民の自主的・自発的な活動に結び付けられるよう情報提供等を行うなど、市民の協働意識の醸成や事業目的・目標の共有化を図るためコミュニティ推進スタッフの活用など積極的な地域へのアプローチに努めることが必要です。

また、ボランティアの活用なども含めて、地域の協働の担い手となる団塊の世代をはじめとした貴重な人材を発掘し育成することが行政として重要な役割となります。特に、協働の担い手となる人材を育成し、活用していくためには、企画段階から参画することによって共に事業を進めることが重要です。

(4) 活動資金の確保

協働の取り組みを進めるためには、財源の確保が必要ですが、近年の財政状況の厳しさから、自治体単独で市民協働活動への十分な支援を行うことは困難となってきました。

自治体の財政状況は、今後とも厳しい状況が予測されることから、充実した市民協働活動の促進を図るためには、自治体による公的支援の確保に努めつつも、企業や地域住民からの資金援助を活用するなど、市民が活動に要する経費をできる限り自分たちで確保する方策も必要となってきました。

行政は、市民協働の活動の活性化が図れるよう市民に対して、寄附や広告、助成制度への応募など民間資金の確保・活用の方法に関する情報発信や相談・助言を行うよう努める必要があります。

(5) 「（仮称）地域予算制度」の検討

現在策定中の第5次総合計画（平成23年度～平成32年度）では、地域別計画の策定をはじめ、“地域分権”の考え方を取り入れた計画としていく予定です。この地域分権の推進に向けた具体策として、地域での課題を解決するための地域住民主体の取り組みへの予算配分の仕組みの検討を進めることが課題となっています。

(6) 活動成果の「見える化」

市民協働の推進により地域をより良くしていくためには、事業に関わる市民・行政のみならず、実際にその地域に住む住民の理解や協力が大変重要です。地域住民全体が活動に対する理解を深め、また活動を周囲へ広げていくためには、活動の実施に際して情報発信を行い、実施した活動の成果が見える形にして公表することが必要となります。